

令和8年度軽自動車税（種別割）の税率について

伊豆の国市

平素は、本市の税務行政につきましてご理解とご協力をいただきありがとうございます。

軽自動車税（種別割）は毎年4月1日時点での所有者に課税されます。4月2日以降に廃車や名義変更した場合でも、本年度は課税されます。また、月割り還付の制度はありません。

【バイク・ミニカー・小型特殊自動車】

車種（排気量）	税率
第一種原動機付自転車（50cc以下）	2,000円
第一種原動機付自転車（新基準）	2,000円
第一種原動機付自転車（特定小型）	2,000円
第二種乙原動機付自転車（50cc超～90cc以下）	2,000円
第二種甲原動機付自転車（90cc超～125cc以下）	2,400円
軽二輪車（125cc超～250cc以下）	3,600円
二輪小型自動車（250cc超～）	6,000円
小型特殊自動車（農業作業用）	2,400円
小型特殊自動車（その他）	5,900円
ミニカー（50cc以下）	3,700円

【三輪・四輪の軽自動車】

三輪・四輪の軽自動車は初度検査年月（新車購入日）に応じた税率が適用されます。車検証に記載されている初度検査年月をご確認ください。

車種		税率			
		旧税率(A)	新税率(B)	重課税率(C)	
軽三輪		3,100円	3,900円	4,600円	
軽四輪	乗用	自家用	7,200円	10,800円	12,900円
		営業用	5,500円	6,900円	8,200円
	貨物	自家用	4,000円	5,000円	6,000円
		営業用	3,000円	3,800円	4,500円

(A) 初度検査年月が平成24年4月から平成27年3月の車両は旧税率が適用されます。

(B) 初度検査年月が平成27年4月以降の車両は新税率が適用されます。

※令和7年4月1日から令和8年3月31日までに最初の新規検査を受けた車両で排ガス性能及び燃費性能に優れた車両は、軽自動車税（種別割）が約50%～75%軽減されます。軽減税率は1年間のみ適用になります。

(C) 初度検査年月が平成25年3月以前の車両は重課税率が適用されます。

※電気自動車・燃料電池自動車・天然ガス自動車・メタノール自動車・ガソリンハイブリッド自動車及び被けん引車は対象外です。

軽三輪・軽四輪の税額区分早見表

初度検査年月	課税年度（令和）													
	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21
平成25年3月以前														
平成25年4月～平成26年3月														
平成26年4月～平成27年3月	旧税率									重課税率（廃車されるまで継続）				
平成27年4月～平成28年3月														
平成28年4月～平成29年3月														
平成29年4月～平成30年3月														
平成30年4月～平成31年3月														
平成31年4月～令和2年3月														
令和2年4月～令和3年3月														
令和3年4月～令和4年3月														
令和4年4月～令和5年3月														
令和5年4月～令和6年3月														
令和6年4月～令和7年3月														
令和7年4月～令和8年3月														

軽自動車税の納付を簡単・便利にしませんか？

以下の納付方法は、現金を準備する必要がありません。

1 口座振替

事前に届出をした預貯金口座から、振替日に自動で口座引き落としにより納付する方法
一度手続きすれば、翌年度も自動更新されます。

2 スマートフォン決済アプリ

スマホ決済アプリ等で「eL-QR」を読み取り、納付する方法
時間や場所を気にせず納付ができます。

スマートフォン決済アプリで納付した場合納税証明書は発行されません。車検時の納付確認は電子的におこなわれるため通常証明書は不要ですが納付後1週間は確認できないためお急ぎの場合は金融機関やコンビニで納付し納税通知書の右側にある納税証明書をご使用ください。

3 地方税お支払いサイト

クレジットカード払い・インターネットバンキング・口座振替（ダイレクト方式）等により納付する方法

クレジットカード決済の場合、決済金額に応じて手数料がかかります。

エル・キューアール

eL-QRで
いつでもどこでも
キャッシュレス納付

詳細はこちら→



伊豆の国市税務課

市民税係 TEL : 055-948-2918

収税対策室 TEL : 055-948-2912